

海津市公共施設等総合管理計画 (案)

平成 27 年 10 月
海 津 市

<目 次>

序 はじめに	1
序-1 目的	1
序-2 計画の位置づけ	1
序-3 対象施設	2
第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し	3
1-1 公共施設等の現状	3
1-2 総人口や年代別人口についての今後の見通し	10
1-3 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費の見込みや これらの経費に充当可能な財源の見込み	17
第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	23
2-1 計画期間	23
2-2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	23
2-3 現状や課題に関する基本認識	25
2-4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	26
第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	30
3-1 建築物系施設	30
3-2 インフラ系施設	64

序 はじめに

序－１ 目的

平成 17 年（2005）3 月に海津郡 3 町が合併して誕生した海津市（以下、本市という）では、旧 3 町において、個々の地域住民のニーズに応じた行政サービスの提供、地域経済の活性化等を目的に整備し、活用されてきた公共的施設をそのまま引き継ぎました。このため、同様の機能を持つ施設が重複しているものがあり、合併後は、海津市総合開発計画の基本目標である「効率的な行財政運営」の視点を踏まえ、「公共的施設の統廃合整備」施策を推進してきたところです。また、平成 25 年（2013）4 月には「公共的施設見直し指針」を策定し、海津市行政改革大綱に基づいて、現状の公共的施設の目的と効果を検証し、本市の行政需要に適合した公共的施設のあり方について、更なる見直しを行っています。

一方、公共施設等に係る課題は全国の多くの地方公共団体でも共通の課題を抱えており、そのような状況を踏まえ、総務省では平成 26 年（2014）4 月に公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための「公共施設等総合管理計画」の策定を全国の地方公共団体に対して要請しました。

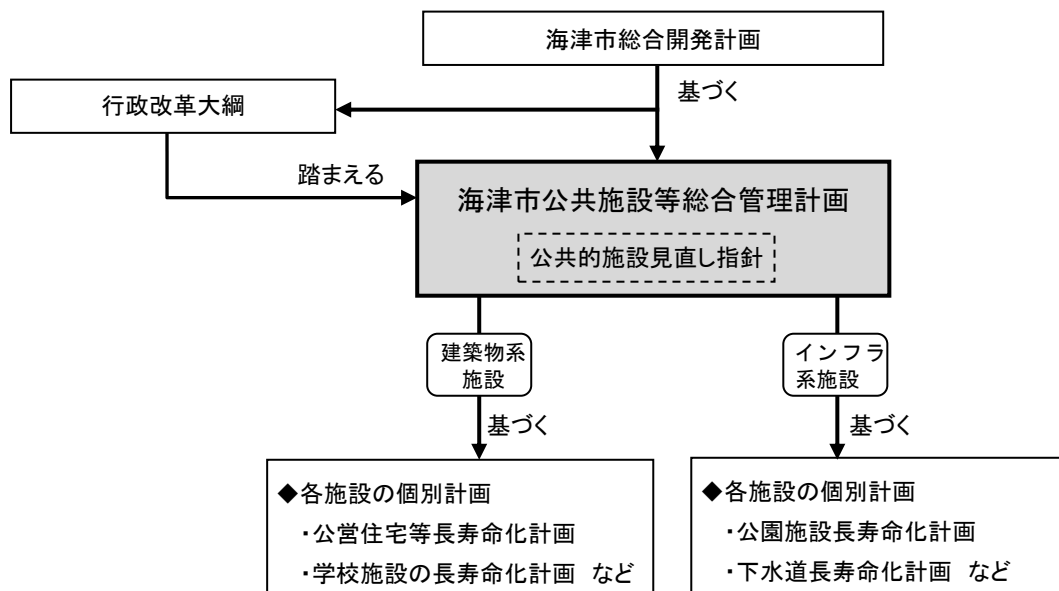
本市においても総務省が示す「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に従い、本市が保有する公共施設等（建築物、道路、橋梁、上下水道）について全体の状況を把握し、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に把握・整理する中で、長期的な視点をもって公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図り、公共施設等の最適な配置を実現するための公共施設等総合管理計画を策定するものとします。

序－２ 計画の位置づけ

海津市公共施設等総合管理計画は、市の最上位計画である「海津市総合開発計画」に基づき、「行政改革大綱」を踏まえるとともに、公共的施設見直し指針と整合を図って策定します。

今後は、本計画に基づき建築物系施設、インフラ系施設について、個別施設計画を策定していくこととなります。

図. 計画の位置づけ



序－3 対象施設

本市が保有する公共施設のうち、建築物系施設、インフラ系施設を対象とします。

建築物系施設については、市民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、学校教育系施設、子ども・子育て支援系施設、保健・福祉施設、行政系施設、公営住宅、公園施設（管理棟、倉庫、トイレ等）、供給処理施設、その他の12類型を対象として現状等の把握や基本的な方針を検討します。

インフラ系施設については、道路、橋梁、上水道施設、下水道施設の4類型を対象として現状等の把握や基本的な方針を検討します。

図. 本計画の対象施設

